

健康福祉常任委員会会議記録（概要）

令和7年9月5日（金）

開 会（午前9時0分）

**【議 事】**

○議案第81号「所沢市立障害者通所施設条例及び所沢市障害者グループホーム条例の一部を改正する条例制定について」

**【補足説明】** な し

**【質 疑】** な し

**【意 見】** な し

**【採 決】**

議案第81号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時02分）

（説明員交代）

再 開（午前9時03分）

- 議案第 88 号「所沢市立所沢児童クラブ等の指定管理者の指定について」
- 議案第 89 号「所沢市立明峰児童クラブの指定管理者の指定について」
- 議案第 90 号「所沢市立北秋津児童クラブの指定管理者の指定について」
- 議案第 91 号「所沢市立伸栄児童クラブの指定管理者の指定について」
- 議案第 92 号「所沢市立美原児童クラブ等の指定管理者の指定について」
- 議案第 93 号「所沢市立中央児童クラブ等の指定管理者の指定について」
- 議案第 94 号「所沢市立和田児童クラブ等の指定管理者の指定について」
- 議案第 95 号「所沢市立牛沼児童クラブ等の指定管理者の指定について」
- 議案第 96 号「所沢市立東所沢柳瀬児童クラブ等の指定管理者の指定について」
- 議案第 97 号「所沢市立富岡児童クラブ等の指定管理者の指定について」
- 議案第 98 号「所沢市立西富児童クラブの指定管理者の指定について」
- 議案第 99 号「所沢市立小手指児童クラブの指定管理者の指定について」

○議案第100号「所沢市立第二上新井児童クラブの指定管理者の指定について」

○議案第101号「所沢市立北野児童クラブの指定管理者の指定について」

○議案第102号「所沢市立山口児童クラブ等の指定管理者の指定について」

○議案第103号「所沢市立泉児童クラブ等の指定管理者の指定について」

○議案第104号「所沢市立三ヶ島児童クラブ等の指定管理者の指定について」

○議案第105号「所沢市立宮前児童クラブ等の指定管理者の指定について」

小林澄子委員  
長

議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第92号、議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第101号、議案第102号、議案第103号、議案第104号及び議案第105号については、一括議題とし、一括審査としてよろしいか。

(委員了承)

【補足説明】なし

【質疑】

長岡恵子委員

議案第91号、議案第93号、議案第94号、議案第100号、議案

第102号、議案第104号及び議案第105号は、1団体が15クラブ指定管理者と決まったところがあるが、この15クラブで業務説明会に参加した団体数が13団体で、実際の応募数は1団体である。昨日の議案質疑では地域性との御答弁だったかと思うが、地域性とはどういったことかももう少し詳しく知りたい。

仲青少年課長

説明会というのは全て一括で開催するもので、他の議案の18区分のものについても事業者が一度に来ているものでございます。

地域性でございますが、議案第91号、議案第93号、議案第94号、議案第100号、議案第102号、議案第104号及び議案第105号の事業所は、比較的駅から遠いところにございまして、そこで新規の事業者が、駅に近いクラブに申請を行ったと考えております。

長岡恵子委員

駅から遠いという話があったが、調べてみると駅から近い児童クラブもあった。そういった中で13団体も説明会に来て、応募が1団体しかないというのは競争原理が働いていないが、どう考えているのか。

仲青少年課長

先ほど申し上げたように多くの事業者が説明会に来たということですが、他の区分のところも見ているということでございます。実際説明会に来て、そこでやはり駅に近いところに新規事業者は希望されたと思っておりますので、そこについては想像ですが、やはり今後の職員の雇用

などをやりやすい地域に希望が集中したのかと思っております。

長岡恵子委員 確認だが、どういう周知や募集方法を実施しているのか。

仲青少年課長 市ホームページと広報ところざわで周知しております。

長岡恵子委員 近年、性的虐待のニュースが頻繁に取り上げられており、性的虐待が懸念されているところだが、どのようにそのようなことが起こらないように取り組まれているか。

仲青少年課長 性的被害に関わる件について、市では各事業者に対して1年に4回現地モニタリングをしております。そこで各事業所の様子や安全性を確認しており、予告なしで各クラブを訪問して職員の様子や児童の様子を確認して安全性を確認して指導しているところです。

長岡恵子委員 こどもの性暴力防止法の日本版DBSが、来年2026年度中に開始予定だが、こちらは児童クラブも対象という認識でよろしいか。

仲青少年課長 日本版DBSですが、放課後児童クラブについては任意で行うということになっております。国の取組の詳細が分かりましたら、検討し、対処していく予定です。

亀山恭子委員

評価結果集計表の事業計画の中の運營業務において、「サービスの質の向上に関する方策は効果的か」という評価事項は、満点が48点と大変高いが、配点が大体30点台と結構低く、40点台がほとんどない。この評価事項はどういった点を期待していて、結果として低い配点になっているのはどういう理由なのか。

仲青少年課長

「サービスの質の向上に関する方策は効果的か」という評価事項のところでございますが、こちらは選定委員が確認して採点しているところで、なぜ低くなっているかというのは、はっきりとお答えしかねます。

亀山恭子委員

満点が48点というのは他の評価事項の部分に比べると高い。その中で何か意図するところがあると思うが、もう少し何か説明がほしい。

仲青少年課長

申請書や事業計画書などを見まして、そこで児童の安全性や福祉に対するそういった具体的なものがより充実しているのかを見ているものがございます。

中村こども政  
策課長

配点表の部分で少し点数が低いというようなお話がございましたが、採点にあたりまして、評価表で仕様書に適していれば普通ということで、この場合、3点をつけるような形で委員会の中では確認されています。

特に優れた点がある場合は、最高得点をつけるというような形で委員には採点をしていただいておりますので、採点されている点数については特に問題なく、「良好なサービスの質の向上に関する方策が効果的か」という点については良好であるという認識をこちらではしているところでございます。

荻野泰男委員

全体的な話だが、今の指定期間が5年間でその前は確か3年間だったと思うが、そこを確認したい。

仲青少年課長

現在の指定管理の指定期間が5年間です。最初が3年間で、次も3年間、現在が5年間という形です。

荻野泰男委員

現在の指定期間は令和3年度から令和7年度までで、その前までは3年間だったと思うが、指定期間が3年間から5年間になったことによって、どのようなプラス面、マイナス面があったのかという総括をお聞きしたい。

仲青少年課長

指定期間が5年間になったことのプラス面でございますが、児童クラブは児童や学校、地域との結びつきが、かなり強いものでございます。こういった地域継続性というものが大事ですので、地域の協力や、その結びつきを高めるために、指定期間を3年間から5年間にしたというこ

とは有効だったとっております。マイナス面は、今のところこちらでは出ていないと考えております。

荻野泰男委員

プラス面としては、地域とのつながりという話があったが、例えば、支援員などの雇用の安定性については、3年間から5年間に変わったことでどうなったのか。

仲青少年課長

3年間のときと、5年間のときの比較をすぐにできるものではないですが、5年間になったところの雇用状況は、常勤職員についてはかなり安定して継続されています。非常勤職員は学生のアルバイトが多いのですが、そういう方は結構変わってしましますが、常勤の方については雇用の継続性が高い風潮です。

荻野泰男委員

特にマイナス面はなかったという話だが、この5年間というのは新型コロナの影響もあったので、環境の変化などかなり激しい期間だったのかなと私も認識している。児童クラブだけでなく、人件費や物価の上昇というのも、過去になく大きかったと思うが、そのあたりはどう認識しているのか。

仲青少年課長

人件費や物価の上昇が確かにございました。こちらについては、最初の指定管理の選定時に各事業者から費用は提案していただきますが、そ

ここで今後の人件費や物価の高騰を見込んで5年間分を提出していただいているものでございます。その結果、確かに人件費、物価の高騰はございましたが、費用が足りないという声は、そこまで多く聞こえてはいないです。

荻野泰男委員

最初の段階で指定管理者のほうでも費用を見込んでということだが、実際には、それをなかなか見込めないぐらいの部分はあったという気もするが、その辺は特に問題なかったのか。

仲青少年課長

そういった声は事業者からはありません。

荻野泰男委員

次の指定期間が来年の令和8年度からスタートということで、今後も人件費とか、物価上昇というのは、まだ続いていくという気もするが、今回全体的にこれまでの5年間と比べてざっくりとした数字でよいので、どのぐらいの上昇を見込んでいるのか。

仲青少年課長

現在の事業者の人件費ですが、前回5年前の選定時に在籍していた常勤職員でございますと、今回は約114%増額して提案されています。事業者側の人件費の伸びをきちんと加味して提出されているものと考えております。

荻野泰男委員	人件費だけで114%ということか。
仲青少年課長	そのとおりでございます。
荻野泰男委員	人件費以外のその他の物価等の上昇分についてはどのぐらい見込んで いるのか。
仲青少年課長	申し訳ございませんが、その資料は手元ございません。
荻野泰男委員	参考資料の中に選定委員会の議事録も入っているかと思うが、ページ でいうと参考資料ナンバー1の97ページに委託料ということで記述が ある。「前回の委託料と比較してどの程度上昇しているのか」というこ とを委員が聞かれていて、「約2割程度上昇している」ということだっ た。全て含んで2割ということなので、そうすると全体で2割、先ほど 人件費が114%という話があったので、その差額分がそれ以外と考 えてよいのか。
仲青少年課長	事業費については、市のほうでも見込みを積算しております。見込み の積算で2割程度上昇しているということです。
荻野泰男委員	資料の中にリスク分担表がある。こちらの物価変動、人件費、物品費

等物価変動に伴う経費の増については指定管理者の負担になるということだが、そうすると今後5年間においては、今も色々な試算などをされていると思うが、その範囲内で何とかやっつけていける見込みということか。先のことは分からないが、今の認識としてはどうなのか。

仲青少年課長 物価変動に関してリスク負担があるのが事業者ということで示しておりますので、事業者がそれを加味した金額で提案を出していると考えております。

長岡恵子委員 1団体で15クラブ運営している事業者が指定管理者になって何年経っているのか。

仲青少年課長 児童クラブの指定管理は平成26年に制定して、平成27年から施行でございます。

長岡恵子委員 平成27年から同じ事業者がずっと入っているという認識でよろしいか。

仲青少年課長 15クラブについては、そのとおりですが、議案第100号の第二上新井児童クラブについては、平成30年度から現行の事業者が運営しているものでございます。

齋藤由紀委員

議案資料ナンバー1の98ページの調査票のところに、運営団体としての信頼性、安定的な児童クラブ運営を行うことができる財務状況にあるかという項目があるが、この項目というのは具体的にはどのような基準で選定されているのか。他の議案で債権放棄となった団体で、以前は2年分の決算を評価するために3年分の決算資料などを見て、財政状況を長期的に見ていくという答えがあったので、この指定管理においてはどうなっているのか。

仲青少年課長

申請時にこちらも直近3年分の財務諸表を提出していただいております。この選定委員の中には公認会計士の方もいらっしゃり、公認会計士の方がそちらを確認して、意見を選定委員会で述べていただいております。そういったことも参考にして、各委員はこの点数をつけているので、財務の状況は確認できていると考えております。

齋藤由紀委員

その点数の中ではどのぐらいまでの基準だったら大丈夫というようなラインはあるのか。

仲青少年課長

一つ一つの項目の中では、ここまでだったら大丈夫、ここまでは駄目という基準は設けておりません。

齋藤由紀委員

一つの中ではないということだが、今の財政状況、3年分の決算資料においてはあるのか。このぐらいまでだったら安定している、ここまでだったら危ないというような基準はあるのか。

仲青少年課長

その点についてはっきりした基準は設けておりません。

齋藤由紀委員

その公認会計士の方の判断で財政状況が安定しているか、不安定であるかということ判断されているということで間違いはないか。

仲青少年課長

公認会計士の方が自分の所感を選定委員会の中で述べていただきますが、その方だけの判断ではなく、それを聞いた選定委員の方が御自身の判断で点をつけるものでございますので、公認会計士の方だけの点というわけではございません。

荻野泰男委員

個別の議案だが、今回ポイントとなっているのが、現受託者から変更になる議案第90号、議案第92号だと思うが、現受託者がこれまで運営してきた期間はそれぞれ何年だったのか。

仲青少年課長

議案第90号の北秋津児童クラブでございますが、現行事業者は11年です。議案第92号の美原児童クラブが8年、第二美原児童クラブが11年でございます。

荻野泰男委員

北秋津児童クラブが11年で、美原児童クラブが8年、第二美原児童クラブが11年ということなので、それなりに長期間だと思うが、実際に勤務されている方で、長期間働いてこられた方もいると思うが、そのあたりの情報を何か把握しているか。

仲青少年課長

やはりどちらも長期間にわたり指定管理運営をされていますので、長く勤務されている支援員はいらっしゃいます。

荻野泰男委員

確認だが、昨日の議案質疑で北秋津の現受託者の運営形態が話題に出たが、どういう運営形態になっているのか。

仲青少年課長

現行の北秋津児童クラブの運営は保護者会運営になっております。

荻野泰男委員

特に法人格とかはないということか。

仲青少年課長

法人格はございません。

荻野泰男委員

評価結果集計表を見ると、ABCとなっており、現受託者はAなのかと思うが、その中で実施体制というところの人員確保及び配置の方策が計画されているかとか、職員の質の向上、研修体制等に向けた取組が適

切かというところが他の業者に比べると低くなっているが、これまでその点で運営上何か問題はなかったのか。

仲青少年課長

運営状況には問題ございませんが、こちらについてはモニタリングで確認しております。

ただ、こちらの点が低いのは運営形態が先ほど申し上げた保護者会ということで、どうしても雇用を確保するのが他の一般的な会社形態に比べると難しく大変だという声が前から聞こえておりました。

荻野泰男委員

その他特筆すべきマニュアルは整備されているかというところがあり、ここもゼロ点で他と比べると低いが、その他特筆すべきマニュアルというのは具体的にはどういったものを想定しているのか。

仲青少年課長

安全管理や情報公開などのマニュアル以外のものということで、例えば保護者と学校地域の連携支援マニュアルなど、ここには書いていないが、児童クラブの運営に大変有益なマニュアルのことを想定しております。

荻野泰男委員

北秋津児童クラブの現受託者についてだが、ヒアリングの内容を見ると、保護者会を中心に運営していることの強みのような話もしているのが、今回変わってしまうことによって、その強みが何か失われてしまう

という懸念はあるのか。

仲青少年課長

保護者会の運営の強みとしては、保護者の方が当事者意識を持って運営されているということで、そこで児童をかなり積極的に受け入れていただいています。保留児童を出さないように努力しているという強みがございます。

荻野泰男委員

同じヒアリングのところで、他のクラブだと高学年になるとクラブに入れない児童がいるが、当クラブはそのようなことはないというのが書かれているが、指定管理者が変わってしまうことによって、こういった良い部分もなくなってしまう可能性についてはどう考えているのか。

仲青少年課長

今後、新たな指定管理者と協議はしていきますが、新旧事業者と市を交えて、保留児童が激増するとか大きな変動がないようにこちらで調整していきます。

荻野泰男委員

議案第92号だが、議案資料ナンバー1の116ページ、評価結果集計表の一番上だが、安定的な児童クラブ運営を行うことができる財務状況にあるかというのが、現受託事業者だと思うがここが結構低い。これまで8年とか11年運営してきている中で、財務状況の点数が低い、特に問題はなかったのか。

仲青少年課長           今回、委員から財務状況が少し良くないという判断がされましたが、  
これまで特に運営や安全面について問題はございませんでした。

荻野泰男委員           そうすると、これまで何回か指定を受けていると思うが、選定の際に  
は特に財務状況について問題になったことはないのか。

仲青少年課長           財務状況が問題になったことはございません。

荻野泰男委員           昨日の議案質疑で出ていたが、今後引き継ぎというのが大変大事だと思  
うが、部長からも今後順次やっていくという答弁があったが、議決さ  
れたら、タイミングとしては早め早めに進めていくということになるの  
か。

仲青少年課長           児童クラブの申込みというのが11月から始まります。そのため議決  
をいただきましたら、新規事業者と旧事業者を交えて、これまでの事業  
所の支援員の雇用なども含めてしっかり調整していきます。

長岡恵子委員           指定管理者申請者評価結果集計表の5年前の資料を見ると、評価項目  
の変更がある。評価項目を少しずつ変更するというのは市で可能なのか。  
父母会運営実績が前回あったが、今回入っていなかったり、環境に配慮

した電力再生可能エネルギーを50%以上利用予定かというのが点数に入っていたりするが、市のほうで柔軟に変更するというのは可能なのか。

仲青少年課長

基本的に市の指定管理者制度の導入及び運用に関するガイドラインに沿って行うものでございますが、こちらを変えることは可能でございます。保護者会のことにつきましては、前回は保護者会運営が大変だろうということで実績をつけさせていただきました。ご質問の再生可能エネルギー50%以上利用については、指定管理のガイドラインに沿って評価を加えたものでございます。

長岡恵子委員

日本版DBSの法律上の認可対象となる事業者が、学校、認可保育所、幼稚園、認定こども園、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援施設、放課後等デイサービスなどとして書いてあるが、先ほどの話で児童クラブは事業者の任意という話だが、この指定管理者の評価の中に入れ込むというのは難しいのか。

仲青少年課長

今後検討してまいります。

大久保竜一委員

募集が秋から始まるということだったが、保護者の方は指定管理者が変わるというのは、いつ頃わかるのか。

仲青少年課長 議決後に保護者の方に周知し、その後保護者説明会などを行っていく  
予定でございます。

荻野泰男委員 今回選定委員会を3回開催しており、会議録を見ると、短大の教授が  
2回欠席されている。お忙しい方だと思うが、3回のうち2回欠席は多  
い気がする。必ず出ていただける方をお願いできなかったのか。

中村こども政 短大の教授の委員につきましては、1回は当初からその日程は都合で難  
策課長 しいということでした。もう1回の欠席については、直前の体調不良と  
いうことで欠席の連絡をいただきました。

小林澄子委員 この際、委員として質疑したいので、所沢市議会会議規則第116条  
長 第1項の規定により、副委員長と交代します。

斉藤かおり副 それでは、委員長の職務を行います。  
委員長

小林澄子委員 指定管理者候補者選定委員会は大変な労力が必要になっていると思  
うが、合わせて何時間ぐらいになっているのか。

中村こども政 第1回の選定委員会は午前中半日、第2回については11団体のヒア

策課長

リングプレゼンテーションを行っておりますので丸1日かかっております。第3回については、こちら半日程度というところで、合計で2日程度であるという状況でございます。

小林澄子委員

全部の案件が2日ということか。

中村こども政

こちらの議案全てが2日間で終了しています。

策課長

小林澄子委員

各児童クラブに委員と同行して調査するというのを職員はしているのか。

中村こども政

第1回の選定委員会におきまして並木児童クラブと中富小児童クラブ

策課長

の2か所について見学をしております。

小林澄子委員

2か所のみということか。

中村こども政

そのとおりでございます。

策課長

小林澄子委員

2か所のみとしたのはどうしてか。

中村こども政  
策課長

児童クラブは30施設ございますことから、こちら全てをご覧いただくというのは難しいと考えておりまして、本委員会を実施する場所は本庁舎であったため、本庁舎により近い児童クラブということと、単館で設置されている児童クラブと校舎内に設置されている児童クラブという形態の違う児童クラブ2か所をご覧いただいたというところがございます。

小林澄子委員

指定管理者申請者の評価結果の集計表だが、これについて各年度の利用者アンケート調査結果があるが、実績評価項目はどう理解をしたらよいか。

仲青少年課長

実績評価項目ですが、厚生労働省の放課後児童クラブの運営指針において、安定的継続的であることが望ましいとされていることや、次回の選定時に現行事業者の日々の努力の工夫を評価して反映することで、市民サービスの向上に繋がることなどを目的として設けているものでございます。

小林澄子委員

安定的継続的ということだが、前回は48点で今回は32点と評価点が低くなっているが、この評価点を下げた理由は。

仲青少年課長

この実績評価はこれまで選定の中で実績評価点をつけすぎると新規参入を妨げるのかというご意見をいただいております。そのため、前回より実績評価点数の割合を減らし、今回の点数にしました。

小林澄子委員

新規参入をしやすいようにするため評価点を下げたということだが、結果的に今までの評価点では新規参入が望めなかった。その結果、美原児童クラブや北秋津児童クラブという新規参入の事業者が、結果的に入りやすくなったと思うが、どう考えているのか。

仲青少年課長

新規参入の事業者が入ってくることは、児童クラブの運営について、例えば子どもたちにとって良いクラブになるかということは、地域事業者が運営に加わってくれることはとても良いことだと思っております。この実績評価の割合について問題ないかということは今後も検討してまいります。

小林澄子委員

各児童クラブの支援員の配置についてだが、各児童クラブの正規・非正規職員の割合と、複数の正規職員が各児童クラブにいるのか。また、この間の退職者数は。

仲青少年課長

児童クラブの配置基準で申し上げますと、正規・非正規ではなく、常勤・非常勤で申し上げますと、1支援単位で常勤職員2名、非常勤職員1

名ということが雇用の基準となっております。退職者数でございますが、令和3年当初から申し上げますと、現行事業者の退職状況でございますが、常勤非常勤の職員合わせて335人在籍しておりましたが、そのうち177人が令和7年8月1日時点で退職しております。

小林澄子委員

335人在籍している中で177人の退職は大変多いと思うが、その要因は分析しているのか。

仲青少年課長

退職者が177人でございますが、このうち155人が非常勤職員の方でございます。退職の理由で最も多いのが、非常勤職員は学生アルバイトが多いため、学生アルバイトが卒業就職のため退職という理由が多いものになっております。

小林澄子委員

学生アルバイトの方が多いということだが、夏休みなどの長期休暇中に勤務していたということか。

仲青少年課長

学生アルバイトの方は夏季期間だけの方もいらっしゃいますし、通年の方もいらっしゃいます。

**【質疑終結】**

小林澄子委員

### 【意見】

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第90号及び議案第92号について、反対の立場から意見を申し上げます。2003年の地方自治法の改正で、指定管理者制度ができました。株式会社など民間企業にも管理運営を任せることができるようにしました。管理者を指定する期限は5年です。期限が切れれば、そのたびに公募が行われ、指定が継続される保障はありません。公共施設は税金で建てた住民の暮らしを支える共同財産です。児童クラブは、父母やその他の保護者が就労などにより、昼間家庭に居ない小学生を対象にして、学校の放課後と土曜日や春・夏・冬休み等の休業日に児童クラブに支援員を配置して、その間のこどもの生活を保障する事業です。児童を守るために、執行部からも「学校、地域との結びつき、継続性が大事」との発言がありましたが、運営の継続とともに、地元との関係性は大変大事です。しかし、議案第90号、議案第92号の受託者は、特に地元との信頼関係を構築できるかとの疑問が残るため反対とします。

### 【意見終結】

### 【採決】

議案第88号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第89号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第90号については、挙手多数により、可決すべきものと決する。

議案第91号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第92号については、挙手多数により、可決すべきものと決する。

議案第93号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第94号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第95号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第96号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第97号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第98号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第99号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第100号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第101号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第102号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第103号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第104号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第105号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休 憩 (午前10時06分)

(休憩中に協議会を開催)

再 開 (午前10時58分)

小林澄子委員

○視察について

11月4日から5日までに予定している福島市への行政視察について、斎藤由紀委員の介助者1名が同行しますが、よろしいでしょうか。

(委員了承)

散 会 (午前10時59分)

## 健康福祉常任委員会

令和7年9月5日(金)

開 会  午前 ・ 午後 9時 0分  
散 会  午前 ・ 午後 10時59分  
場 所 第3委員会室

委 員 長	小 林 澄 子	✓
副 委 員 長	齊 藤 かおり	✓
委 員	長 岡 恵 子	✓
〃	荻 野 泰 男	✓
〃	大久保 竜 一	✓
〃	大 庭 祥 照	✓
〃	亀 山 恭 子	✓
〃	斎 藤 由 紀	✓

議 長	粕 谷 不 二 夫	
-----	-----------	--

●説明員等出席表

【健康福祉常任委員会】 令和7年9月5日

説明員等			
部局	課	職名	氏名
福祉部		部長	越智 三奈子
福祉部		次長	大館 寿貴
福祉部	障害福祉課	課長	吉里 聖子
福祉部	障害福祉課	主幹	田村 幸弘
こども未来部		部長	市來 広美
こども未来部		次長	吉田 美由紀
こども未来部	こども政策課	課長	中村 順史
こども未来部	こども政策課	副主幹	溝井 麻美
こども未来部	青少年課	課長	仲 修一
こども未来部	青少年課	副主幹	猪合 拓馬
こども未来部	青少年課	主査	菊地 恭平
こども未来部	青少年課	主査	松田 サヤカ

議会事務局			
部局	課	職名	氏名
議会事務局		主査	松本 正英
議会事務局		主任	佐藤 知実